

保険料の納め方

1 普通徴収（＝納付書又は口座振替）分の増額・変更分

『保険料額』の表の、『普通徴収』の欄の金額を御確認ください。

- ◇口座振替で納められている方は、普通徴収分の変更後の金額を口座から振替します。
- ◇口座振替のお申込がない方は、納付書を同封しております。
各納期限までに、村上市役所（各支所、上海府連絡所）又は市内金融機関で納めてください。
- ◇コンビニエンスストア
納付可能なコンビニエンスストアは納付書裏面に記載されていますので御確認ください。
※決定後の年間保険料額より多く納められている場合は、後日差額を還付金としてお返しします。

【便利な口座振替を御利用ください。】

市内金融機関、市役所税務課・各支所地域振興課市民生活室・上海府連絡所の窓口で手続きが可能です。
手続きに必要なもの・・・振替口座の預金通帳、通帳のお届け印、資格確認書又は保険料額決定通知書

2 特別徴収（＝年金からの天引き）の減額分

『保険料額』の表の、『特別徴収』の欄の金額を御確認ください。

変更後の金額が少なくなっている場合や0円になっている納期の分は、年金天引きで納めていただく分が減額になります。
（実際に天引きされる額は、7月にお知らせした天引き額からは変更されませんので、多く納めていただいた分につきましては、後日還付金としてお返しします。）

年金からの天引きを希望されない場合は、「後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書」を提出いただくことにより、口座振替に変更することができます。（納付書によるお支払いは選択することができません）市役所税務課・各支所地域振興課市民生活室及び上海府連絡所の窓口で手続きできます。（※金融機関では手続きできません。）

社会保険料控除について

納めた保険料は、所得税や住民税の申告の際に「社会保険料控除」となります。
・年金からの天引きによる納付・・・年金受給者御本人に適用
・納付書・口座振替による納付・・・実際に負担した方(口座名義人の方など)に適用

- ◆御家族の口座からの納付に変更した場合、世帯全体の所得税や住民税の税額に影響が生じる場合がありますので、御注意ください。

保険料の納付が困難な場合は、御相談ください。

○それぞれの事情に合った納付計画を一緒に考えていきます。お気軽に御相談ください。
○「災害」や「所得が著しく減少した場合」など特別な事情により保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

※申請期限 (ア) 普通徴収・・・各納期限の7日前まで
(イ) 特別徴収・・・保険料納入月(年金支給月)の前々月の1日まで

令和8年度分

後期高齢者医療保険料

【令和8年8月】

後期高齢者医療保険料額の決定、変更決定通知書をお送りします。

御本人及び世帯主の方の所得の確認がとれた方や、所得が変わった方

- あらたに所得の申告をした。
- 申告の修正をして、所得の額が変更になった。
- 前年中の年金の支払額が変更になり、所得の額が変更になった。

などの理由で、保険料の軽減割合や所得割額が変わった方

⇒変更後の所得状況などに基づいて再計算した保険料額をお知らせします。

※市県民税の変更のお知らせより、1～2か月ほど後に御通知しています。

- ◆通知書の見方は、2ページを御覧ください。
- ◆保険料の計算方法などは、3ページを御覧ください。
- ◆保険料の納め方等は、4ページを御覧ください。

被用者保険の被扶養者であったことの確認が取れた方
⇒減額後の保険料額をお知らせいたします。（☞3ページを御覧ください。）

☞年金から保険料を納めていただいている方で保険料が変更となった場合は、増額分の保険料を納付書又は口座振替で納めていただきます。

☞保険料が減額になったために還付金が発生した場合は、振り込み等につきまして後日お知らせいたします。



◆村上市役所 税務課 市民税室 ☎0254-75-8949(直通)

◆新潟県後期高齢者医療広域連合
〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館3階
業務課 ☎025-285-3222 総務課 ☎025-285-3221
ホームページ <http://www.niigata-kouiki.jp>

このチラシは、令和8年月1日現在で決定されている内容で作成しました。

「令和8年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書」の見方

例

被保険者氏名	村上 花子	被保険者番号	*****
性別	女	生年月日	昭和26年6月1日
住所	新潟県村上市三之町1番1号		
決定年月日	令和8年8月3日	保険料額	84,700円
決定(変更)理由	保険料額を決定しました		

令和8年度分の保険料

保険料計算の内訳

	①賦課のもととなる 所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×②	④均等割額	⑤算出額 ③+④	⑥限度 超過額
変更後	医療分 500,000	8.61	43,050	49,200	92,250	0
	子ども分 500,000	0.26	1,300	1,354	2,654	0
変更前	医療分 300,000	8.61	25,830	49,200	75,030	0
	子ども分 300,000	0.26	780	1,354	2,134	0
	⑦所得割 軽減額	⑧均等割 軽減額	⑨年保険料額 ⑤－⑥－⑦－⑧	月数	⑩月割減額	⑪保険料額※ ⑨－⑩
変更後	医療分 0	9,840	82,410	12	0	82,400
	子ども分 0	271	2,383	12	0	2,300
変更前	医療分 0	9,840	65,190	12	0	65,100
	子ども分 0	271	1,863	12	0	1,800

※100円未満切捨

変更前-変更後【変更額例の場合】
17,800円の増額

令和7年中の
総所得金額等
から基礎控除
額を引いた額

所得の低い方、
被用者保険の
被扶養者で
あった方に対す
る軽減制度に
該当する場合
は軽減する額
が記載されま
す。
【例では2割軽
減に該当する
場合】

「後期高齢者医療保険料納入（変更）通知書」の見方（特別徴収）

納付方法	年金(特徴)と口座振替(普徴)での支払い	決定(変更)理由	所得の変更
特別徴収	厚生労働大臣		
特別徴収	老齢基礎年金	徴収決定年月日	令和8年8月4日
特別徴収	〇〇〇〇〇	村上市に納付する保険料額	114,900円
年金給付額		前回通知からの保険料額の差額は 17,800円です。	
口座振替に よる納付の 場合の 口座情報	〇〇銀行 11280 123456 ムラカミナコ 納付区分:期別		

【期別保険料額】

期別・月	変更後		変更前		普通徴収の場合の 納期限
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	
4月		11,000		11,000	
5月					
6月		11,000		11,000	
4期 7月					令和8年7月31日
5期 8月	2,400	11,000		11,000	令和8年8月31日
6期 9月	2,200				令和8年9月30日
7期 10月	2,200	11,300		11,300	令和8年11月2日
8期 11月	2,200				令和8年11月30日
9期 12月	2,200	11,300		11,300	令和8年12月28日
10期 1月	2,200				令和9年2月1日
11期 2月	2,200	11,300		11,300	令和9年3月1日
12期 3月	2,200				令和9年3月31日
計	17,800	66,900	0	66,900	
合計額		84,700		66,900	

各納期の納付額・納期限日

変更前の
額と決定額
の比較で、
増額になる
か減額になる
かを見ま
す。
(右の例の
場合は、増
額分の
17,300円を
普通徴収
の納期で納
めていた
きます。)

保険料の計算方法

保険料は、令和7年中の総所得金額等をもとに、個人単位で加入月数に応じて（令和8年6月中に加入された方は10か月分）計算されます。

◆保険料は、加入者が等しく負担する「均等割額」と、加入者の前年中の所得に応じて計算される「所得割額」の合計となります。

◆令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が開始され、医療保険料と合わせて子ども・子育て支援金（以下、「子ども分」という）を納めていただきます。この制度は、全世帯や企業のみならず支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の充実を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

保険料
(年額)

均等割額

【医療分】1人当たり 49,200円
【子ども分】1人当たり 1,354円
(世帯所得により軽減)

+

所得割額

【医療分】(令和7年中の総所得金額等－※基礎控除額)
× 所得割率(8.61%)
【子ども分】(令和7年中の総所得合計額等－※基礎控除額)
× 所得割率(0.26%)

※被保険者本人の合計所得金額が2,400万円を超える方は、控除額が変わります。

総所得金額等とは…それぞれの収入から必要経費(公的年金控除、給与所得控除など)を差し引いて求めた所得(年金所得、給与所得や事業所得など)の合計額です。
(税務申告の際の、扶養控除、社会保険料控除、医療費控除などを差し引く前の所得額です。)

所得の低い世帯に対する軽減（今回の通知書に反映されています。）

①均等割額の軽減

同一世帯内の加入者及び世帯主(加入者でない方も含む)の所得の合計金額をもとに、下表の基準により判定します。

均等割額 軽減割合	同一世帯内の加入者及び世帯主の前年中の所得の合計金額	軽減後の 均等割額(年額)	
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の場合	医療分	13,776円
		子ども分	406円
5割軽減	43万円+31万円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の場合	医療分	24,600円
		子ども分	677円
2割軽減	43万円+57万円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の場合	医療分	39,360円
		子ども分	1,083円

※専従者控除及び長期譲渡所得の特別控除がある場合は、控除前の所得額で判定します。

※65歳以上で年金所得がある方は、その年金所得額から特別控除15万円までを引いた所得額で均等割額の軽減判定をします。

※「給与所得者等」とは、給与の収入額が55万円を超える方、または公的年金の収入額が125万円(65歳未満の場合は60万円)を超える方をいいます。

被用者保険の被扶養者に対する軽減

制度加入前日に、会社の健康保険など被用者保険の被扶養者であった方(保険料負担のなかった方)は、資格取得から2年間は、次のとおり保険料が軽減されます。(ただし、市町村国保や国保組合などは対象になりません。)

均等割額の軽減割合	所得割額
5割軽減 (軽減後の年間保険料額 24,600円)	かかりません